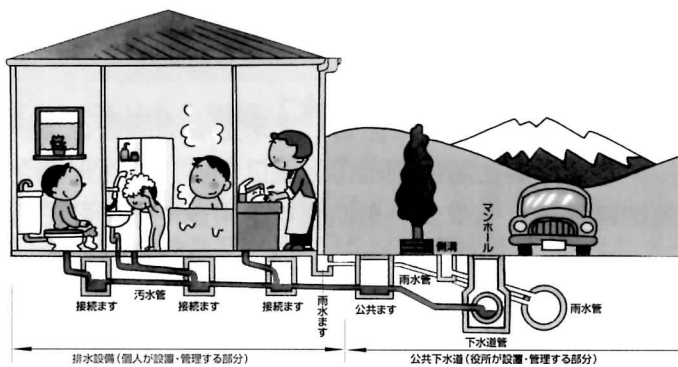
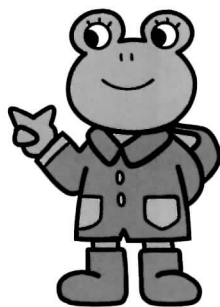


②公共下水道への接続



下水道の整備済区域は、禾生・谷村の各一部になります。

水環境の改善は市民のご理解の積み重ねです。将来を引き継ぐ子どもたちのために生活排水処理の改善にご協力をお願いします。



下水道の特徴

- 汚水が地表に表れないので悪臭の発生がなく、生活環境並びに地域環境の改善が図れます。
 - 一度接続すれば恒久的に汚水が処理され、維持管理の必要がなくなります。
 - 浄化槽が不要になり、わずかな公共ますのスペースで敷地の有効利用が図れます。
 - 下水道使用料金を負担していただきます。
平均的な下水道使用料金(消費税別)
(2カ月で40m³水道を使用した場合)
基本料金2,200円+超過料金(20m³)2,200円=4,400円
 - 下水道使用量の減免(供用開始1~2年目)
1年目 50% 2年目 25%
 - 下水道接続工事費については各種の補助制度があります。
排水設備工事費補助金(供用開始1~3年目)
限度額 1年目10万円 2年目5万円 3年目3万円
排水設備設置費融資斡旋
借入限度額50万円(元利均等償還3年)償還後の利子補給
- 下水道の整備状況(普及状況)7月1日現在
- 事業認可面積250.2ha(うち、供用開始面積171.2ha)
 - 供用開始区域内人口7,248人(下水接続人口3,570人)
 - 下水道加入率49.26%

水道課からお知らせ

水道メータ(量水器)の定期交換について

水道メータの使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。期限を迎えるものは定期的に新しい水道メータに交換します。その交換作業は市が委託した市指定工事店組合加盟業者が細心の注意を払って行います。交換作業は9月上旬から10月中旬までの間に行う予定です(該当世帯にはあらかじめ自治会を通じてお知らせします)。お留守の場合でも交換させていただきますのでご協力をお願いします。

なお、今年度の交換該当地区は、次のとおりです。

9月 桂町、宮原、玉川、夏狩・鹿留・十日市場の一部

10月 上町、上天神町、下天神町

交換作業は、20分程度の断水をして行い、交換済みの世帯には「水道メータ取替のお知らせ」を郵便受けなどに投函します。

※この交換作業で交換代金をいただく事はありません。ただし、この交換作業に伴いメータ付近の個人配管工事(止水栓の設置、メータボックスの交換など)をご希望の場合は、その工事に係る費用は個人負担となります。

水質検査の実施について

水道課では、日ごろ安心して皆様に水道水を飲んで頂けるよう、水質に関する検査を専門の検査機関に委託し、定期的に行っています。水道水として使用するための基準値に合格した安全な水を各家庭に供給しています。検査対象は、市内の給水栓及び31カ所の水源地です。水質検査には『毎日検査』と『毎月検査』があります。

毎日検査 市内の給水栓を対象として色や濁り、消毒のため入れられている塩素が適切に含まれているかどうかなどの検査を毎日行っています。

毎月検査 市内の水源地ごとの浄水を対象として、水道法で定められた項目についての検査を毎月行っています。

水道料金滞納について

水道料金を滞納している方には督促状、催告書を送付し、その後に給水停止を通告し一定期間を経過しても納付されない場合には、法律や条例に基づき「給水停止」を行います。

給水停止により、お客様の給水機器などに損害が生じても、水道課は一切責任を負いません。

水道水は、お客様にとって大切なライフラインであり「給水停止」はお客様の生活に大きな影響を及ぼしますので、水道料金は期限内に納入していただくようお願いします。

問合先 水道課 業務担当